

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

茨城県まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

茨城県

3 地域再生計画の区域

茨城県の全域

4 地域再生計画の目標

本県の総人口は、2000年の299万人をピークに、現在まで減少が続いている、国立社会保障・人口問題研究所によれば、2045年には2015年との比較で、約23%減の224万人になるものと推計され、人口減少が待ったなしで進行することが見込まれている。人口の減少は出生数の減少（自然減）や、大学等の卒業後に、主に東京圏など県外に就職する者が多いこと（社会減）が背景にあると考えられる。

人口減少や超高齢化社会の到来は、労働供給の減少や消費金額の減少等による地域経済活動の停滞が懸念される。また、商業施設の減少やバス・鉄道の縮小・廃止、医療施設や学校等の公共施設の減少・統廃合による生活利便性の低下など様々影響を及ぼすことが懸念されている。これらの課題に対応するため、次の事項を基本目標に掲げ、県民の結婚・出産・子育ての希望をかなえ自然増につなげる。

また、稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする取り組み等を通じて、社会減に歯止めをかける。取り組みに当たっては、次の事項を基本目標に掲げる。

- ・基本目標1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
- ・基本目標2 本県とのつながりを築き、本県への新しいひとの流れをつくる
- ・基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる

- ・基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

【数値目標】

5-2の①に掲げる事業	KPI	現状値	目標値	達成に寄与する地方版総合戦略の基本目標
ア, イ, ウ, エ	1人あたり県民所得 (全国順位)	10位 (2015年)	7位以内 (2024年)	基本目標 1, 2, 3, 4
	県民が希望する子どもの数 と実際の子どもの数の差	0.45人 (2017年)	現状より改善 (2024年)	
	雇用創出数	2,138人 (2017年)	15,400人 (2018~24年累計)	
	生徒の英語力 英検取得(中学:3級, 高校: 準2級)又は相当の割合	中学43.3% 高校36.2% (2017年)	中学70.0% 高校70.0% (2024年)	
	企業経営者が考える成長期待度	— (2018年)	最高値の更新 (2024年)	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例(内閣府):【A2007】

① 事業の名称

茨城県まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする事業

- イ 本県とのつながりを築き、本県への新しいひとの流れをつくる事業
- ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる事業
- エ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる事業

② 事業の内容

ア 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする事業

地域の付加価値の向上や良質な雇用機会の創出、ブランディング等の推進、「海外から稼ぐ」地方創生、次世代を担う人財育成など、稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする事業。

【具体的な取組】

- ・IoT、AI等の先端技術を取り入れた新産業を育成する事業
- ・魅力発信グローバル戦略を推進し、外国人観光客の誘客や対日投資の県内誘致を実現する事業
- ・新しい時代に求められる能力の育成を図り、グローバル社会で活躍する「人財」や高度情報社会を支える「人財」を確保する事業 等

イ 本県とのつながりを築き、本県への新しいひとの流れをつくる事業

雇用機会を創出する企業の本社機能移転の強化や若者の修学・就業の促進、移住の推進及び「関係人口」の創出・拡大を図るなど、本県とのつながりを築き、本県への新しいひとの流れをつくる事業。

【具体的な取組】

- ・成長分野等の本社機能の移転など企業の誘致を推進する事業
- ・専門知識を有する人材が本県に環流する取組への支援や大学・産業界、市町村との連携を進め、東京圏からのU I Jターンと県内定着を促進する事業
- ・市町村と連携した受入環境の整備や東京圏の人材との継続的な関係構築に取り組み、関係人口の創出・拡大を図るとともに、移住・二地域居住を推進する事業 等

ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる事業

個々人の希望をかなえる少子化対策や全世代・全員活躍の社会づくり、

地域共生社会の実現など、結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる事業。

【具体的な取組】

- ・未婚の男女が会える機会の提供や安心して子どもを産み育てることのできる相談体制の整備を図り、結婚・出産の希望がかなう社会づくりを推進する事業
- ・障害種別や必要とされる支援内容に応じた事業を実施し、障害者の自立と社会参加を促進する事業
- ・医師の不足や地域偏在の解消に向けた医師不足緊急対策を推進する事業

エ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる事業

持続可能なまちづくりやスポーツ・文化まちづくり、危機に強い体制づくりを図るなどひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる事業。

【具体的な取組】

- ・分散型エネルギーの導入促進や水素の利活用を図り、持続可能なエネルギー社会を実現する事業
- ・文化・スポーツ・自然環境などのその地域の限られた資源を活用し、持続的で魅力あるまちづくりを実現する事業
- ・公共インフラや公共建築物の適正かつ効率的な維持管理・耐震化を推進し、危機に強いライフラインを整備する事業

※ なお、詳細は第2期「茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

31,900,000 千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度10月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに茨城県公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

- 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）（厚生労働省）：【B0908】

茨城県内の雇用創出を図るため、5-2②ア及びイに対し地方創生応援税制に係る寄附を行い、事業所の設置・整備、地域求職者の雇入れを行った企業に対して、企業が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給申請を行うために必要な地方創生応援税制に係る寄附受領証を発行する。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで